5 生活を支えるサービス・支援（介護保険以外）

1 高齢者のみまもり

① 高齢者みまもりネットワーク事業

いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるように、緩やかな見守りを希望する高齢者を登載した「高齢者みまもり名簿」を活用し、区、地域、高齢者みまもりステーションが連携して、高齢者を見守るネットワークづくりを行っています。

みまもりネットワークに登録された方には、「救急医療情報キット」の配付及び必要に応じて民生委員による「ひと声運動」訪問を実施しております。

また、生活状況に応じた定期的な安否確認や、緊急通報システム及び配食見守りサービスをご利用いただけます（※サービスの利用により、利用条件や自己負担金がかかります。）。

対　象　者

区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、緩やかな見守りを希望する方

- 65歳以上のみの世帯の方
- 日中、高齢者のみの世帯で、見守りが必要な方
- 障がいを有する方と同居している、見守りが必要な方　　など

※みまもりネットワークへの登録については、各地区の高齢者みまもりステーション（25ページ～29ページ参照）までお問い合わせ下さい。

【救急医療情報キット】

かかりつけ医や持病などの情報を保管する専門キットです。万一の時には、救急隊等が、保管された情報をもとに適切な処置を行います。

※みまもりネットワーク加入時に無料で配付いたします。

【ひと声運動】

必要に応じて年１～２回、民生委員がご自宅を訪問し、健康状態等の確認を行うことがあります。

（問合せ）高齢者福祉課 地域包括支援係　☎3802-4033

② 緊急通報システム

ひとり暮らし等の高齢者が急病などで緊急事態となった時、緊急ボタンを押した場合や、センサーが異常を検知した場合に、通信センターに通報されます。連絡を受けた通信センターは、状況に応じて救急車を要請し、警備員が玄関を開け、安否確認を行います。ご利用には、ご家族等の緊急連絡先の登録が必要です。また、事前にご自宅の鍵をお預かりします。

対　象　者

日常生活を営むうえで不安を感じている65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の高齢者のみの世帯の方（日中ひとり暮らしの方を含みます。）

月額利用料

○ご自宅に固定電話がある場合
　住民税課税の方：200円　住民税非課税の方：0円
○固定電話がない場合（携帯電話をご利用の方）
　住民税課税の方：300円　住民税非課税の方：0円

（問合せ）高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027

3 配食見守りサービス

自立生活に不安のある方の見守りを兼ねて、昼食の宅配を行っています（自己負担あり）。一部の事業者では治療食（糖尿病食や腎臓病食など）も配食します。ご利用には、ご家族等の緊急連絡先の登録が必要です。

対　象　者

65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯の方のうち、在宅で、日中における安否確認の手段がなく、身体的状況等により食事の調理が困難な方（日中ひとり暮らしの方を含みます。）

（問合せ）高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4031

4 ふれあい電話

ひとり暮らし等の方の孤独感の解消や安否確認を目的として、ふれあい電話担当員から週１～２回お電話をおかけします。

（問合せ）荒川区社会福祉協議会 福祉サービス課 地域福祉支援係
☎3802-3338・FAX 3891-5290

5 傾聴ボランティア活動推進事業

傾聴ボランティアが原則月2回、自宅を訪問し、お話し相手をしています。

（問合せ）荒川区社会福祉協議会 福祉サービス課 地域福祉支援係
☎3802-3338・FAX 3891-5290

6 子どもと高齢者との年賀状交流事業

高齢者の孤独感の解消や子どもたちに高齢者の敬い、地域を見守る気持ちを醸成することを目的として、区内の子どもたちに年賀状を作成してもらい、75歳以上の高齢者みまもりネットワーク事業登録者の方へ送付しています。

（問合せ）荒川区社会福祉協議会 荒川ボランティアセンター
☎3802-3338

2 外出に関するサービスや支援

❶ 高齢者入浴事業（ふろわり200）

区内にある公衆浴場を200円で利用できる高齢者入浴カード「ふろわり200」をお渡ししています。

対　象　者

区内の在宅で生活している満65才以上の方

利 用 方 法

・高齢者福祉課窓口で（マイナンバーカードまたは免許証等を持参）申請し、入浴カードを受け取って下さい。
・区民事務所、地域包括支援センターでも申請の取次をします（入浴カードは後日郵送となります。）。
・入浴カードに200円を添えて浴場のフロント（番台）に提出してください。
・フロントの係員がシールを一枚はがしてカードをお返しします。
・週１回程度利用できます。※申請月によって利用できる回数が変わります。

（問合せ）高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027

❷ 銭湯みまもり隊と健康づくり支援員銭湯派遣事業

高齢者の方が、住み慣れた地域で健康で自立した生活を継続できるよう、区内10か所の銭湯に「みまもり隊員（銭湯見守り支援員）」と健康チェックや健康相談に対応する「健康づくり支援員」を派遣しています。

銭湯での入浴は地域のみなさんとの交流、フレイル予防としても有効です。一人で入浴することに不安がある高齢者の方も安心して入浴ができるよう、サポートします。

対　象　者

65歳以上、要支援2程度まで、お一人で入浴ができる方。なお、健康チェックや健康相談は65歳以上のすべての方。

費　　用

参加費は無料ですが、入浴料は自己負担
※「ふろわり200」もご利用できます。

利 用 方 法

ご利用には、事前のお申込みが必要です。保険証やマイナンバーカードなど、ご本人確認ができるものをお持ちの上、お近くの地域包括支援センターでお申込みください。

開催会場・曜日・時間

地域	銭湯名	所在地	実施曜日		時間
南千住	草津湯	南千住7-26-2	月曜日	金曜日	15：00～17：00
荒川	藤の湯	荒川3-16-4	月曜日	金曜日	
	喜楽湯	荒川3-59-11	火曜日	木曜日	
町屋	タイムリゾート	町屋4-4-1	火曜日	木曜日	
尾久	ニュー恵美須	東尾久4-17-9	火曜日	木曜日	
	梅の湯	西尾久4-13-2	水曜日	金曜日	
	千代の湯	西尾久5-22-14	月曜日	水曜日	
日暮里	雲翠泉	東日暮里3-16-4	月曜日	金曜日	
	黄金湯	東日暮里3-27-10	月曜日	水曜日	
	日暮里 斉藤湯	東日暮里6-59-2	火曜日	木曜日	

申　込　先

区役所、またはお住まいの地域包括支援センター

（問合せ）　高齢者福祉課 地域包括支援係　☎3802-4033
各地域包括支援センター（連絡先は26ページ～29ページ）

3 交通安全杖の支給

歩行困難な方の外出時の歩行補助具として、支給しています。

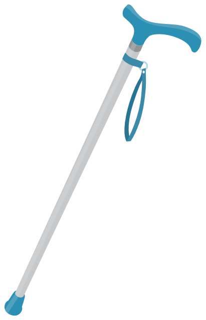

対　象　者

区内在住で、杖を使用しなければ歩行が困難な65歳以上の方

支 給 方 法

高齢者福祉課窓口で申請し、確認の上、杖をお渡しします。

（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4031

4 自立支援用具の給付

歩行または入浴に支障のある方に対し、自立した生活が継続できるよう、自立支援用具を給付しています。

対　象　者

区内在住の65歳以上の方で、在宅で生活し、歩行または入浴に支障があり、下記の「品目ごとの対象者の要件」に該当する方

給付内容

給付品目		本人負担額	品目ごとの対象者の要件	給付限度
歩行支援用具	シルバーカー	2,590～3,080円	要介護1～5の方は除く	3種類のうち、3年間に1台まで
	手すり（工事不要）	4,400～4,670円		1人1台まで
入浴補助用具	シャワーベンチ	1,760円	要支援1・2、要介護1～5の方は除く	5年間に1台まで
	浴室内すべり止めマット	M：410円 L：440円	要介護1～5の方は除く	3年間に1枚まで

費用

費用の10％を負担していただきます（上表の本人負担額は、令和7年4月時点の金額です。）。ただし、生活保護及び中国残留邦人等支援給付を受けている方は無料です。

（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4031

5 高齢者の補聴器購入費の助成

老人性難聴の方を対象に、補聴器の購入費の一部を助成します。

対象者

次のすべての要件に該当する方

・荒川区内に住所を有する満65歳以上の方
・耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方
・障害者総合支援法第76条第1項に規定する補装具費の支給を受けることができない方
※一般的には中等度難聴で聞き間違いを感じる方です。
※聴覚障害の手帳をお持ちの方は、まずは障害者福祉課へご相談ください。

助成上限額

72,450円

・医療機器である補聴器の本体及び付属品が助成対象です（集音器は対象外）。
・医療機関の受診料や修理、電池交換は対象外です。

申請にあたって

まずは区にご相談ください。区が助成要件を確認し申請書をお渡しします。
申請書を提出し、区の助成金交付決定の通知を受取ってから補聴器を購入ください。
※区が助成を決定する前に購入した場合は、助成対象外となります。

（問合せ）高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4031

6 車いすの貸し出し

短期間の場合

通院等で緊急に必要となった方に臨時で貸し出しています。
貸し出し期間は、おおむね2週間程度です。
（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027

長期間の場合

区内在住で車いすを一時的に必要とされる状態になった方に貸し出しています。貸し出し期間は3か月程度です（延長・更新はできません。）。また、要介護度2～5の方は介護保険の車椅子貸与をご利用ください。
（問合せ）　荒川区社会福祉協議会　☎3802-2794

7 東京都シルバーパス

都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーと都内の民営バスに乗車できます。購入には、費用がかかります。詳しくは申し込み先におたずね下さい。

対　象　者

満70歳以上の都民の方（満70歳になる月の初日から申し込みできます。ただし、寝たきり状態の方は対象になりません。）

有 効 期 間

毎年10月1日から翌年9月30日まで（10月1日以降に発行される場合には発行日から有効）

申　込　先

シルバーパスの取扱いをしている都営交通の営業所
都営バス南千住自動車営業所　☎3802-0391
都電荒川電車営業所　☎3893-7451
日暮里・舎人ライナー日暮里駅定期券発売所　☎5837-2642
（問合せ）　東京バス協会シルバーパス専用電話　☎5308-6950

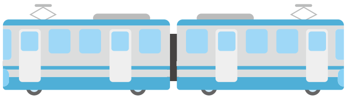

8 東京都シルバーパス購入費の助成（荒川区独自）
※令和7年10月開始予定

東京都シルバーパスを12,000円で購入した方を対象に、購入費の一部を助成します。

対　象　者

次の要件のすべてに該当する方
・荒川区内に住所を有する満70歳以上の方
・前年の合計所得金額が135万円超の方

・東京都シルバーパスを12,000円で購入し、保有している方
※東京都シルバーパスを返還し、払い戻しを受けている場合は助成対象外
※令和７年度（有効期間：令和7年10月～令和8年9月）分から助成

助成上限額

11,000円（自己負担額が1,000円となるよう助成します。）
※上記の助成内容は、令和7年10月時点のものであり、東京都シルバーパス制度に変更があった場合は、それに伴い、区の助成内容も変更となる可能性があります。
（問合せ）高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027

3 在宅で受けられるサービスや支援

1 寝具乾燥消毒水洗いサービス

区内在住の在宅で寝たきりの方の毛布や布団などを、毎月1回乾燥消毒します。また、年1回水洗いサービスも行います。

対　象　者

65歳以上の要介護4または5の方で、寝具を干す場所及び干す方がいない等のため、乾燥消毒水洗いが必要と認められる方（申請後、対象に該当するか聴き取り調査を行います。）
※要介護1～3の認定を受けた方は応相談

費　　用

1回あたり費用の10％分を負担（生活保護受給者は無料）していただきます。
（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4031

2 理美容サービス

区内在住の在宅で寝たきりの方が、自宅で出張理美容サービス（調髪のみ）が受けられる、理美容サービス券を支給しています。

対　象　者

65歳以上の在宅の方で、要介護度4または5の認定を受けた方

支給枚数

年間6枚を支給しています。年度途中に申請された方は、申請月により支給枚数が異なります。

費　　用

1回あたり2,000円を負担していただきます。
（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4031

❸ 紙おむつ購入券・おむつ代の助成

寝たきり又は認知症等で紙おむつを必要とする方に、紙おむつ購入券または紙おむつ代を助成しています。申請月から対象となりますが、ご本人の住民税の課税状況により支給額が異なります。

※荒川区に転入なさった方は、当該年度及び前年度の住民税の証明書が必要となる場合があります。

対　象　者

区内在住の65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者（40～64歳）で、次のいずれかに該当する方

①要介護度4・5の方

②要介護度1～3で、かつ認知症のある方

③入院中で、上記①・②に準じる状態にある方

④身体障害者手帳の等級が1・2級の方

⑤愛の手帳の度数が1・2度の方

※介護保険施設に入所している方、または生活保護を受給している方及び「荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業」による助成を受けている方は除きます。

※第2号被保険者は、①～③のいずれかに該当した場合のみ対象。

支 給 内 容

❶紙おむつ購入券

非課税の方は、1か月7,800円分（2,600円券を3枚）、課税の方は、1か月3,900円分（1,300円券を3枚）の購入券を支給しています。

①購入券取扱店で1割分の自己負担金を支払ったうえで紙おむつと引き換えてください。

②購入代金が購入券の額を超えた場合は、差額をお支払いください。

❷おむつ代助成

紙おむつの持込みができない病院・施設（介護保険適用施設は除く）等に入所している場合、及び購入券を紙おむつと引き換えることが困難な場合におむつ代を助成します。1か月のおむつ代が助成額に満たない場合は、実際にお支払いいただいたおむつ代の1割が自己負担額となります。助成額は、下表のとおりとなります。

課税状況	利用限度額（月額）	自己負担額
課税	3,900円	利用限度額の1割
非課税	7,800円	

（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027

❹ 粗大ごみ処理手数料の免除

対　象　者

①生活保護受給者

②児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者

③老齢福祉年金受給者　ほか

（問合せ）　粗大ごみ受付センター　　　☎6420-3353
　　　　　　清掃リサイクル推進課 作業係　☎3892-4671

5 粗大ごみの運び出し

粗大ごみを屋外にご自身で運び出すことが困難で、区内に65歳未満の親族が住んでいない等、協力が得られない場合、以下のいずれかに該当する世帯を対象に運び出しを行います（要問合せ）。

対象世帯

・65歳以上の者のみで構成されている世帯
・身体に障がいを有する者のみで構成されている世帯

（問合せ）清掃リサイクル推進課 作業係　☎3892-4671

6 家庭ごみの戸別収集

家庭ごみをご自身で集積所へ持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当し、かつ、他の者の協力が得られない世帯を対象に、現地調査等の結果を踏まえ、ごみの戸別収集を実施します（要問合せ）。

対象世帯

・高齢者（65歳以上の者のうち要介護2以上の認定を受け、又はこれと同等の状態にあると認められる者）のみで構成されている世帯
・障がい者（身体・精神２級以上・愛の手帳を所持している者）のみで構成されている世帯

（問合せ）清掃リサイクル推進課 作業係　☎3892-4671

4 住まいに関するサービスや支援

1 高齢者用区営住宅

高齢者向けに配慮した設計・設備の住宅（単身用・二人世帯用）を、住宅にお困りの高齢者の方に提供しています。

住宅名	単身用	二人世帯用
南千住二丁目住宅（さくらハイツ南千住）	12戸	6戸
町屋五丁目住宅	19戸	4戸
町屋七丁目住宅（さくらハイツ町屋）	20戸	3戸
西尾久三丁目住宅（さくらハイツ小台）	34戸	5戸
西尾久七丁目住宅（さくらハイツ西尾久）	29戸	5戸

□ 空き室待ち登録者募集

毎年9月に区営住宅の空き室待ち登録者を募集しています。あらかわ区報等でお知らせしています。入居にあたっては条件がありますので、募集の際の「申込みのしおり」をご覧下さい。

（問合せ）　福祉推進課 地域福祉係　☎3802-3953

2 高齢者民間賃貸住宅入居支援事業

連帯保証人を立てられないために債務保証制度を利用した場合、保証料の一部を助成しています。また、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者等世帯の物件探しを支援しています。ご相談ください。

対象世帯

・65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方と60歳以上の方のみの世帯
・引き続き1年以上区内在住の方
・住民税、国民健康保険料等を滞納していない方
上記以外にも要件がありますので、利用される場合には**必ず、事前にご相談ください。**

助成内容

以下の費用について、**年間最大5万円まで**助成します。
・全国保証機構の会員保証会社を利用する際の初回保証料および更新保証料
・緊急連絡先引受契約を締結する際の初回契約料

債務保証制度

・家賃等の滞納があった場合、保証会社が月額家賃等を賃借人に替わって、一定期間一時的に立替払いします。※滞納家賃等は免除されません。
・契約者の方が万が一、死亡や行方不明等の場合には、家財道具の撤去や原状回復に要する費用等を保証会社が保証します。

（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027

3 高齢者住み替え家賃等助成事業

良質で防災上にも優れた住宅に転居する世帯、または取り壊し等により立ち退きを求められている世帯の方に、転居後の家賃等の一部を助成し、高齢者世帯の住まいの安全・安心を目的としています。**必ず、転居前にご相談ください。**

世帯の要件

2年以上区内在住の70歳以上のひとり暮らしの方、または70歳以上の方と同居の配偶者、若しくは兄弟姉妹の方で構成された世帯が、区内の民間賃貸住宅から区内の他の民間賃貸住宅に転居する場合。

転居前の住宅の要件

1年以上居住している住宅の取り壊しや賃貸事業の廃止等により、立ち退きを求められている場合、または次の**いずれか**に該当する住宅に1年以上居住している場合。
・昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合していない。
・住戸の専用床面積が18㎡未満である。
・住戸に浴室又はトイレが設置されていない。

転居後の住宅の要件

次のすべてに該当する住宅

・昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合している。

・住戸の専用床面積が25㎡以上である（ただし、平成18年9月18日以前に建築されたものについては、当分の間18㎡以上）。

・住戸に浴室及びトイレが設置されている。

資格の要件

- □ 賃貸契約に定める賃料等を支払う見込みがある。
- □ 申請する方は独立して日常生活を営むことができる（要介護認定者については、要支援1・2、要介護1まで）。
- □ 世帯全員について、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がない。
- □ 生活保護受給世帯でない。
- □ 世帯全員について、前年度の住民税が非課税である。

助成内容

- □ 家賃　　　　　：転居前の家賃と転居後の家賃との差額を助成します（月額4万円を限度とします。）。
- □ 礼金・権利金：家賃補助額の2か月分を限度として助成します（※敷金は対象外）。
- □ 仲介手数料　：家賃補助額の1か月分を限度として助成します。
- □ 転居費用　　：実支払額を助成します（4万円を限度とします。）。
- □ 契約更新料　：契約更新後の家賃補助額の1か月分を助成します。

（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027

4 転倒防止用手すり設置給付（手すりの取付け）

玄関、トイレ、浴室等の自宅内で転倒の危険性がある場所に、手すりを取り付ける費用の一部を助成します。

※必ず取付工事を行う前にご申請ください。
※施工事業者は本制度の主旨を理解し区に登録している事業者からご選択ください（登録事業者の一覧については、区のホームページで確認いただくか、お問い合わせください。）。

対象者

次のすべてに該当する方

- □ 区内に住所を有する70歳以上でこれまで手すりの設置が必要と認められる方
- □ 要介護認定申請の予定がない方
- □ 介護保険料を滞納していない方

利用者負担

- □ 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割～3割の自己負担があります。

- 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改修の種類	支給限度基準額
転倒防止用手すりの取付け	60,000円

（問合せ） 介護保険課 介護給付係　☎3802-4952

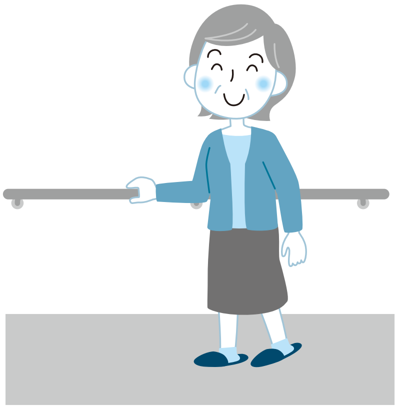

5 住宅改修予防給付

介護保険の要介護認定で「非該当（自立）」となった高齢者の方の在宅生活を支援することを目的に、居住する住宅の改修費用の一部を助成します。

※必ず改修工事を行う前にご申請ください。
※事前に訪問調査があります。
※住宅の新築や増築、修繕、リフォームにはご利用できません。

対象者

次のすべてに該当する方

- 区内に住所を有する65歳以上の方で、住宅改修が必要と認められる方
- 要介護認定結果から申請提出まで６か月以内の方
- 介護保険料の滞納がなく、給付制限を受けていない方

利用者負担

- 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割～3割の自己負担があります。
- 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改修の種類	支給限度基準額
1. 手すりの取付け 2. 段差の解消 3. 床材の変更 4. 扉の取替え 5. 便器の洋式化 6. 1～5の附帯工事	200,000円

（問合せ） 介護保険課 介護給付係　☎3802-4952

❻ 住宅設備改修給付

　支援や介護が必要な高齢者の方の在宅生活を支援することを目的に、介護保険制度の住宅改修の対象とならない住宅設備の改修費用を助成します。

※必ず改修工事を行う前にご申請ください。
※事前に訪問調査があります。
※住宅の新築や増築、修繕、リフォームにはご利用できません。

対　象　者

　次のすべてに該当する方
- 区内に住所を有する65歳以上の方で、住宅改修が必要と認められる方
- 要支援または要介護認定をお持ちの方（流し・洗面台の取替えについては、要介護4・5で車いす利用の方のみ）
- 介護保険料の滞納がなく、給付制限を受けていない方

利用者負担

- 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割～3割の自己負担があります。
- 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改　修　の　種　類	支給限度基準額
浴槽の取替え	379,000円
流し・洗面台の取替え　※要介護4・5で車いすを利用している方のみ	156,000円
便器の洋式化　※介護保険住宅改修で支給限度額を超える場合に利用可能	106,000円

（問合せ）　介護保険課 介護給付係　☎3802-4952

❼ 住宅設備等新設給付

　自宅の1階が以前に工場・店舗・事務所・診療所・テナント等の居室以外の用途として使用されており、1階に居室空間が無い場合に、居住空間に改修する費用の一部を助成します。
　※駐車スペースは給付対象外

※必ず改修工事を行う前にご申請ください。
※事前に訪問調査があります。
※住宅の新築や増築、修繕、リフォームにはご利用できません。

対　象　者

次のすべてに該当する方

- 区内に住所を有する65歳以上の方で、住宅改修が必要と認められる方
- 要支援または要介護認定をお持ちの方
- 介護保険料の滞納がなく、給付制限を受けていない方

利用者負担

- 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割～3割の自己負担があります。
- 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改修の種類		支給限度基準額
1階床の新設		350,000円
＋	① 浴槽の新設	379,000円
	② 流し・洗面台の新設	156,000円
	③ 便器の新設	106,000円

※床の新設に伴い上記①～③の新設給付を対象とすることができます（①～③は単独で行うことはできません。）。

（問合せ）　介護保険課 介護給付係　☎3802-4952

5 その他のサービス

1 にこにこサポート（住民参加型 有償家事援助）

高齢の方等が、援助を必要とする時に支援を行う、有償の在宅福祉サービスです。会員制の互助組織で、地域の方々（協力会員）が担い手となり、サービスを提供しています。
※サービス利用にあたっては、利用会員登録と年度額2,000円の会費が必要となります。

生活サポート

- 掃除・買物代行・洗濯・食事の支度など
- 利用料金　1時間あたり 750～850円

介助・見守りサポート

- 軽度の身の回りの介助・外出の介助・見守りなど
- 利用料金　1時間あたり 850～950円

健康文化サポート

- 趣味や娯楽のお相手・付き添いなど
- 利用料金　1時間あたり 850～950円

留守宅サポート

- 入退院時に必要な物のお届け・留守中の自宅の掃除など
- 利用料金　1時間あたり 750～850円

宅配夕食サービス

- 栄養のバランスがとれた夕食を宅配し、安否を確認します。
- 利用料金　1食あたり800円（配達・見守り含む。）
- 配達できる日　月曜～土曜日（日曜・祝日は休み）
- 配達時間　午後3時～午後6時（時間指定はできません。）

（問合せ）　荒川区社会福祉協議会 福祉サービス課 にこにこサポート　☎3891-5180

2 在宅介護者元気回復マッサージサービス

在宅で高齢者の方を介護している家族等の方に、無料マッサージ券を年に2枚支給しています。

対象者

在宅で、要介護度4または5の高齢者の方を介護している方

（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4031

3 要介護高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、要介護認定を受けている方は、知的・身体障害者に準ずるものと区が認定すれば、障害者控除や特別障害者控除の対象になります。

対象者

65歳以上で要介護認定を受けている方及びおむつ支給を受けている方で障害者・特別障害者に準ずる方

認定基準

主治医意見書やおむつ調査での日常生活自立度によって判定をします。

（注）所得税法の規定により、介護保険法上の要介護認定は障害者控除の認定基準とはなりません。

申請方法

区役所2階のおとしよりなんでも相談窓口で申請を受け付けます（認定書は原則として申請日から15日以内に発行します。）。

※郵送の場合は、区のホームページで確認いただくか、お問い合わせください。

（問合せ）　高齢者福祉課 高齢者福祉係　☎3802-4027